

第211回 定時株主総会招集ご通知

開催日時

2019年6月27日（木曜日）午前10時

開催場所

岡山県倉敷市本町7番2号

倉敷アイビースクエア

末尾記載の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。

議決権行使期限

2019年6月26日（水曜日）午後6時まで

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する
「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

証券コード 3106

倉敷紡績株式会社

目次

■ 第211回定時株主総会招集ご通知	1
■ 事業報告	5
■ 連結計算書類	23
■ 計算書類	25
■ 監査報告	27
■ 株主総会参考書類	
第1号議案 第211期剰余金の処分の件	31
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 7名選任の件	32
第3号議案 監査等委員である取締役 1名選任の件	37
第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬 等の額および内容決定の件	39
第5号議案 当社株式等の大規模買付行為に 関する対応策（買収防衛策） 継続の件	43

証券コード3106

2019年6月5日

株 主 各 位

岡山県倉敷市本町7番1号
(大阪本社 大阪市中央区久太郎町2丁目4番31号)
倉敷紡績株式会社
取締役社長 藤 田 晴 哉

第211回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、下記のとおり第211回定時株主総会を開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、まことにお手数ではございますが後記株主総会参考書類をご検討いただきまして、3頁から4頁のご案内をご参照のうえ、**2019年6月26日(水曜日)午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月27日(木曜日) 午前10時
2. 場 所 岡山県倉敷市本町7番2号
倉敷アイビースクエア

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第211期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第211期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 第211期剰余金の処分の件
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

第5号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）
継続の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書にて議決権を行使される場合、議案に対し賛否の表示のないときは、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。
- (2) インターネットによる方法により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
- (3) 議決権行使書の郵送とインターネットによる方法とを重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
- (4) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日々の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以上

◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を受付にご提出ください。

◎次の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ (<https://www.kurabo.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。従いまして、本招集ご通知添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であり、また、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。

- ①事業報告の業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況
- ②事業報告の株式会社の支配に関する基本方針
- ③連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
- ④連結計算書類の連結注記表
- ⑤計算書類の株主資本等変動計算書
- ⑥計算書類の個別注記表

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ (<https://www.kurabo.co.jp>) に掲載させていただきます。

株主総会にご出席いただけない場合の 議決権行使方法のご案内

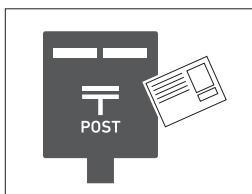
機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する
「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

郵送による議決権行使

行使期限

2019年6月26日(水曜日) 午後6時到着



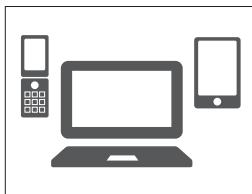
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、
ご送付ください。

議案に対し賛否の表示のないときは、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。

インターネットによる議決権行使

行使期限

2019年6月26日(水曜日) 午後6時まで



次頁をご参照のうえ、議決権行使サイトより、
議案に対する賛否をご入力ください。

パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合など、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効なものとしてお取扱いいたします。

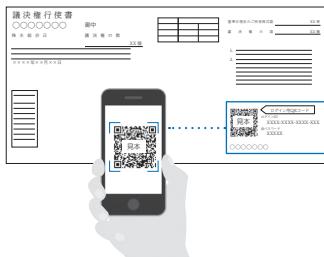
- 議決権行使書の郵送とインターネットによる方法とを重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
- 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

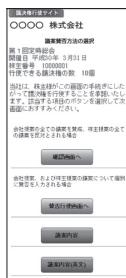
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

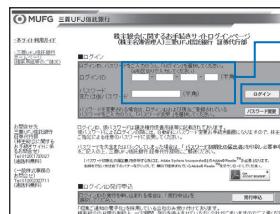
インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使
サイト

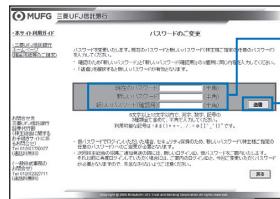
<https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録してください。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

(添付書類)

事業報告

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 当社グループの事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、緩やかながらも長く回復基調であった景気が、米中間の貿易摩擦激化やそれに伴う中国景気の減速などにより、後退局面に入るおそれも懸念されはじめました。

このような環境下にあって当社グループは、最終年度を迎えた中期経営計画「Advance' 18」の基本方針である「収益拡大に向けた事業変革」のもと、将来市場を見据えたマーケット志向型事業への転換を進め、高付加価値かつ高収益ビジネスの追求、技術革新と新規事業創出などに注力しました。

当連結会計年度の業績につきましては、売上高は1,570億円（前年同期比2.9%減）、営業利益は56億4千万円（同18.0%減）、経常利益は61億9千万円（同15.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は46億4千万円（同4.5%減）となりました。

売上高

1,570 億円

(前年同期比 2.9%減)

営業利益

56 億 4 千万円

(前年同期比 18.0%減)

経常利益

61 億 9 千万円

(前年同期比 15.9%減)

親会社株主に帰属する当期純利益

46 億 4 千万円

(前年同期比 4.5%減)

各事業別の概況につきましては、次のとおりであります。

(繊維事業)

ユニフォーム分野は、底堅い公共投資を背景とした需要の安定により、増収となりました。

カジュアル分野は国内衣料品販売の低迷により、原糸分野は販売不振により、それぞれ減収となりました。

海外子会社におきましては、東南アジアやブラジルが低調で、減収となりました。

この結果、売上高は597億円（前年同期比6.8%減）、営業損失は9億5千万円（前年同期は営業利益6億9千万円）となりました。

売上高	597億円	前年同期比 6.8%減	営業損失	9億5千万円	前年同期比 －%
-----	-------	----------------	------	--------	-------------

(化成品事業)

自動車分野は、中国の子会社は低調に推移しましたが、国内の内装材向け軟質ウレタンフォームやフィルター向け不織布などが堅調で、増収となりました。

機能樹脂分野は、文具向けおよび自動車向けフィルムに加え、半導体製造向け樹脂加工品も堅調で、増収となりました。

住宅建材分野は、外装用化粧材や繊維補強資材などが低調で、減収となりました。

この結果、売上高は611億円（前年同期比1.6%減）、営業利益は19億5千万円（同17.3%減）となりました。

売上高	611億円	前年同期比 1.6%減	営業利益	19億5千万円	前年同期比 17.3%減
-----	-------	----------------	------	---------	-----------------

(環境メカトロニクス事業)

エレクトロニクス分野は、基板検査装置などが順調で、増収となりました。また、子会社でも半導体洗浄関連装置が順調で、増収となりました。

エンジニアリング分野は、バイオマス発電プラントの大型案件が減少した影響などにより、大幅な減収となりました。

バイオメディカル分野は、核酸自動分離装置や細胞製品が堅調に推移し、増収となりました。

工作機械分野は、国内販売が好調に推移し、また海外も北米向けが順調で、増収となりました。

この結果、売上高は210億円（前年同期比2.1%増）、営業利益は22億4千万円（同88.6%増）となりました。

売上高	210億円	前年同期比 2.1%増	営業利益	22億4千万円	前年同期比 88.6%増
-----	-------	----------------	------	---------	-----------------

(食品・サービス事業)

食品分野は、即席めん具材およびスープ市場向け製品が好調に推移し、増収となりました。

ホテル分野は、リニューアル工事に伴う一部施設の休止や「平成30年7月豪雨」の影響などにより、減収となりました。

この結果、売上高は106億円（前年同期比1.5%増）、営業利益は9億5千万円（同17.8%減）となりました。

売上高	106億円	前年同期比 1.5%増	営業利益	9億5千万円	前年同期比 17.8%減
-----	-------	----------------	------	--------	-----------------

(不動産事業)

賃貸事業の推進に注力した結果、売上高は44億円（前年同期比1.4%増）、営業利益は30億4千万円（同2.0%増）となりました。

売上高	44億円	前年同期比 1.4%増	営業利益	30億4千万円	前年同期比 2.0%増
-----	------	----------------	------	---------	----------------

(2) 当社グループが対処すべき課題

今後のわが国の経済情勢につきましては、米中間の貿易摩擦やそれに伴う中国景気の減速、10月に予定されている消費税率引上げなどがあり、景気の先行き不透明感は一層増すものと思われまます。

このような経営環境のもと、当社グループは、2030年の目指すべき姿を「イノベーションと高収益を生み出す強い企業グループ」とする「長期ビジョン2030」を策定し、そのファーストステージとなる新中期経営計画「Creation' 21」を、2019年4月よりスタートしました。

「Creation' 21」では、「イノベーションによる収益拡大と企業価値の向上」を基本方針とし、前中期経営計画「Advance' 18」で実施した高付加価値・高収益ビジネスの追求や、マーケット志向型事業への転換、新規事業創出に引き続き取り組むとともに、社会への貢献という視点も加えて、ビジネスモデルの変革とイノベーション創出により、高収益事業体制の確立に努めてまいります。

その一環として、「繊維事業」では、AI・IoTを活用したスマート工場実現に向けた取組みを推進し、独自技術を生かした新商品・サービスの開発を進め、新しいビジネスモデルへの変革を図ることで、高付加価値商品の拡販を進めてまいります。

「化成品事業」では、自動車分野およびフィルム分野の業容拡大を図るとともに、生産・開発能力を増強した熊本事業所を中心に、市場拡大が見込まれる半導体製造分野における樹脂加工品の販売拡大に取り組んでまいります。

「環境メカトロニクス事業」では、半導体関連分野やインフラ分野における検査・計測装置の拡販などによる業容拡大に加え、ロボットビジョンなど、技術研究所との連携による新技術の事業化などに取り組んでまいります。また、2019年1月に全株式を取得し、完全子会社化した厚み計測装置の専門メーカーである株式会社山文電気とのシナジー効果発揮による計測事業の基盤強化と業容拡大を図ってまいります。

「食品・サービス事業」では、食品分野はBtoBビジネスの拡大、ホテル分野は2018年10月にオープンした倉敷アイビースクエア新宴会場「アイビーエメラルドホール」をはじめとする、大規模リニューアルによる集客力アップを図ってまいります。

「不動産事業」では、長期安定収益の維持・確保、収益基盤の強化に向け、引き続き賃貸事業を推進してまいります。

また、引き続きコーポレートガバナンス体制の充実を図るとともに、企業倫理や法令遵守の徹底、SDGs（持続可能な開発目標）への取組みなどCSR活動を推進し、持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

(3) 当社グループの設備投資等の状況

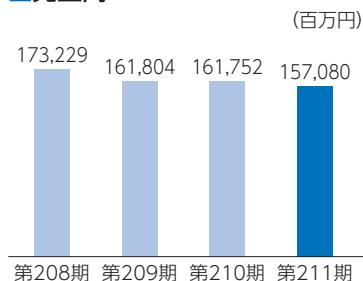
当連結会計年度の設備投資額は、総額67億円であります。

なお、主要なものは繊維事業および化成品事業における高付加価値商品の生産や品質向上のための投資であります。また、食品・サービス事業および不動産事業においては、倉敷アイビースクエアの大規模リニューアル工事などを行いました。

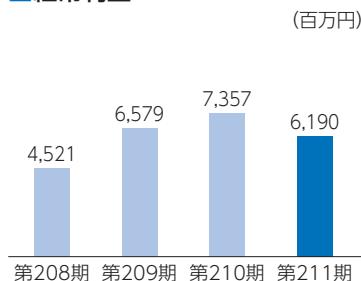
(4) 当社グループの財産および損益の状況の推移

区 分	第208期 (2016年 3月期)	第209期 (2017年 3月期)	第210期 (2018年 3月期)	第211期 (2019年 3月期)
売上高(百万円)	173,229	161,804	161,752	157,080
経常利益(百万円)	4,521	6,579	7,357	6,190
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	2,608	3,588	4,869	4,649
1株当たり当期純利益(円)	11.33	15.84	216.08	214.78
総資産(百万円)	181,549	181,529	183,355	176,352
純資産(百万円)	88,759	96,244	100,440	95,970

■売上高



■経常利益



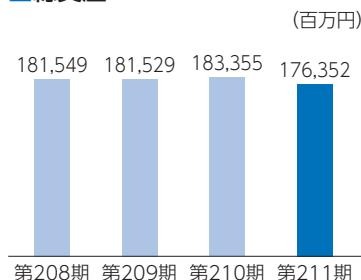
■親会社株主に帰属する当期純利益



■1株当たり当期純利益



■総資産



■純資産



- (注) ①1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数控除後）に基づいて算出しております。なお、当社は2018年10月1日を効力発生日として普通株式10株を1株とする株式併合を行っております。第210期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。
- ②「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、第210期の総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値を記載しております。
- ③第209期は、繊維事業における不採算事業撤退などの影響もあり、売上高は減少しましたが、化成品事業、食品・サービス事業の業績が順調に推移し、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益ともに増加しました。また、純資産は、その他有価証券評価差額金や利益剰余金の増などにより増加しました。
- ④第210期は、売上高は前年同期並みとなりましたが、化成品事業、環境メカトロニクス事業、食品・サービス事業の業績が順調に推移したことなどにより、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益ともに増加しました。また、総資産は、投資有価証券や現金及び預金の増などにより増加し、純資産は、利益剰余金やその他有価証券評価差額金の増などにより増加しました。
- ⑤当連結会計年度の損益の状況につきましては、前記(1)に記載のとおりとなりました。

2. 当社グループの概況 (2019年3月31日現在)

(1) 当社グループの主要な事業内容

事業区分	事業の内容
繊維事業	綿、合繊、その他素材の繊維製品（糸、織物、編物および二次製品）の製造・販売
	綿、合繊織編物の染色整理加工
化成製品事業	ポリウレタンフォーム、合成木材、無機建材、機能性フィルム、精密ろ過関連製品、高性能エンプラ製品、不織布および補強ネットの製造・加工・販売
環境メカトロニクス事業	色彩・生産管理等に関する情報システム機器および検査・計測システムの製造・販売・保守
	環境・エネルギー関連の各種プラント等の設計・製作・施工・販売、バイオマス発電事業
	バイオ関連製品の製造・販売
	工作機械等の製造・販売
食品・サービス事業	フリーズドライ食品の製造・販売
	ホテル、自動車教習所等の経営ほか
不動産事業	不動産の賃貸

(2) 当社グループの主要な事業所

①子会社

子会社の所在地は、後記(5)のとおりです。

②当社

区 分	名 称		所 在 地
営業所および研究所	大 阪 本 社		大 阪 市 中 央 区
	東 京 支 社		東 京 都 中 央 区
	技 術 研 究 所		大 阪 府 寝 屋 川 市
工 場	織 維	丸 亀 工 場	香 川 県 丸 亀 市
		安 城 工 場	愛 知 県 安 城 市
		徳 島 工 場	徳 島 県 阿 南 市
	化 成 品	寝 屋 川 工 場	大 阪 府 寝 屋 川 市
		裾 野 工 場	静 岡 県 裾 野 市
		群 馬 工 場	群 馬 県 伊 勢 崎 市
		鴨 方 工 場	岡 山 県 浅 口 市
		三 重 工 場	三 重 県 津 市
熊 本 事 業 所		熊 本 県 菊 池 市	

(注) 2018年4月1日をもって熊本事業所（旧称「熊本開発センター」）を主要な事業所としました。

(3) 当社グループの従業員の状況

従業員数(前連結会計年度末比増減) (人)
4,531 (△60)

(注) 従業員数は就業人員であり、上記のほか、臨時社員・パートタイマー1,110人がおります。

(4) 当社グループの主要な借入先

借入先	借入額
	百万円
株式会社みずほ銀行	4,946
株式会社三井住友銀行	2,459
株式会社三菱UFJ銀行	1,706

(5) 当社の重要な子会社の状況

区分	会社名	資本金	当社の議決権比率 （出資比率）	主要な事業内容	所在地
国内	倉敷機械(株)	954百万円	100%	工作機械等の製造・販売	新潟県長岡市
	日本ジフィー食品(株)	440百万円	100	フリーズドライ食品の製造・販売	大阪市中央区
	(株)クラブウインターナショナル	350百万円	100	繊維製品の製造・加工・販売	大阪市中央区
	倉敷繊維加工(株)	350百万円	100	不織布・ニット製品・補強ネット等の製造・販売	大阪市中央区
	東名化成(株)	200百万円	100	ポリウレタンフォームの製造・加工・販売	愛知県日進市
	シーダム(株)	120百万円	100	機能性フィルム等の製造・加工・販売	大阪市中央区
	(株)倉敷アイビースクエア	100百万円	100	ホテル・レストラン・文化施設の経営ほか	岡山県倉敷市

区分	会社名	資本金	議決権比率 当社または 出資比率	主要な事業内容	所在地
海外	クラシキ・ド・ブラジル・テキスタイル(有)	18,764千リアル	97.3%	綿糸・その他繊維の糸の製造・販売	ブラジル国 ポタグロッサ市
	タイ・クラボウ(株)	550,000千バーツ	49.3%	綿・合織の糸・織物の製造・販売	タイ国 バンコック市
	(株)クラボウ・マヌガル・テキスタイル	26,000千米ドル	51.7%	綿・合織の糸・織物の製造・販売	インドネシア国 ジャカルタ市
	広州倉敷化工製品有限公司	7,000千米ドル	80%	ポリウレタンフォームの製造・加工・販売	中国広東省 広州経済技術 開発区
	広州倉福塑料有限公司	1,825千米ドル	51 (51)	ポリウレタンフォームの製造・加工・販売	中国広東省 広州市

- (注) ①上記記載の重要な子会社12社を含め、当連結会計年度の連結子会社は26社、持分法適用会社は2社であります。
- ②「当社の議決権比率または出資比率」欄の()内は、間接所有割合で内書きであります。
- ③広州倉福塑料有限公司の出資比率につきましては、当社が51%出資している香港倉福塑料有限公司を通じて間接所有しているものであります。

3. 当社の株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 97,701千株
 (2) 発行済株式の総数 23,156千株
 (3) 株主数 14,354名
 (4) 大株主

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
株式会社三井住友銀行	1,058	4.92
株式会社みずほ銀行	1,058	4.92
日本生命保険相互会社	920	4.28
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	754	3.50
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	730	3.39
株式会社中国銀行	726	3.38
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	615	2.86
G O V E R N M E N T O F N O R W A Y	483	2.25
三井住友信託銀行株式会社	412	1.91
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	369	1.71

(注) ①当社は、自己株式を1,663千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

②持株比率は自己株式を控除して計算しております。

③当社は株主還元の充実および資本効率の向上を図るため、2017年11月8日開催の取締役会において自己株式の取得を決議し、次のとおり実施しております。

ア. 取得の内容

- ・取得した株式の種類 当社普通株式
- ・取得した株式の総数 11,377,000株
- ・株式の取得価額の総額 3,999,837,000円
- ・取得期間 2017年11月9日から2018年8月29日まで(約定ベース)
- ・取得方法 東京証券取引所における市場買付

イ. 上記アにより取得した自己株式については、2018年9月26日開催の取締役会決議により、会社法第178条の規定に基づき消却を決議し、2018年9月28日にすべて消却を行いました。

- ④当社は、2018年10月1日付で普通株式について単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、10株を1株とする株式併合を行いました。
- ⑤当社は株主還元の充実および資本効率の向上を図るため、2019年5月13日開催の取締役会において自己株式の取得を決議し、次のとおり実施しております。
- ア. 取得の内容
- ・取得対象株式の種類 当社普通株式
 - ・取得し得る株式の総数 800,000株（上限）
 - ・株式の取得価額の総額 2,000,000,000円（上限）
 - ・取得期間 2019年5月14日から2019年12月31日まで
 - ・取得方法 東京証券取引所における市場買付
- イ. 上記アにより取得した自己株式については、すべて消却を行う予定であります。

4. 当社の取締役に関する事項 (2019年3月31日現在)

(1) 当社の取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 取締役社長	藤 田 晴 哉	
代表取締役 常務執行役員	北 畠 篤	繊維事業部長
代表取締役 常務執行役員	馬 場 紀 生	化成品事業部長
取 締 役 執 行 役 員	本 田 勝 英	総務部、不動産開発部、施設環境部担当
取 締 役 執 行 役 員	稲 岡 進	企画室、人事部、人材開発部、技術研究所担当
取 締 役 執 行 役 員	藤 井 裕 詞	経理部、システム部担当 兼 経理部長
取 締 役 執 行 役 員	川 野 憲 志	環境メカトロニクス事業部長
取 締 役 (常勤監査等委員)	岡 田 治	
取 締 役 (監査等委員)	茂 木 鉄 平	重要な兼職の状況 塩野義製薬(株) 社外取締役 (株)ニイタカ 社外取締役 (監査等委員) 弁護士法人大江橋法律事務所 社員 大江橋法律事務所 パートナー
取 締 役 (監査等委員)	新 川 大 祐	重要な兼職の状況 (株)島精機製作所 社外監査役 北斗税理士法人 代表社員
※ 取 締 役 (監査等委員)	西 村 元 秀	重要な兼職の状況 泉州電業(株) 代表取締役社長

- (注) ①取締役（監査等委員）茂木鉄平氏、新川大祐氏および西村元秀氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。3氏は、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」の要件を満たしており、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。なお、「社外取締役の独立性に関する基準」につきましては、株主総会参考書類69頁から70頁に掲載しております。
- ②取締役（監査等委員）新川大祐氏は、公認会計士・税理士の資格を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ③監査等委員会の情報収集の充実を図り、内部監査部門との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために岡田 治氏を常勤の監査等委員として選定しております。
- ④※取締役（監査等委員）西村元秀氏は、2018年6月28日開催の定時株主総会において新たに選任され、就任しました。
- ⑤2018年6月28日開催の定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員）宮 二郎氏は任期満了により退任しました。
- ⑥当社では、執行役員制度を採用し、経営と執行の分離を行い、迅速な経営の意思決定を行う体制を構築しております。執行役員は16名で、上記記載の取締役を兼務する常務執行役員2名、執行役員4名のほかに、専務執行役員 佐野高司、常務執行役員 藤原秀則、八木克眞、西澤厚彦、執行役員 中村 潔、相徳朗人、平田政弘、中川眞豪、松井一雄、西垣伸二の10名で構成されております。

(2) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (監査等委員を除く。) (社外取締役を除く。)	164	164	—	—	7
取締役 (監査等委員) (社外取締役を除く。)	21	21	—	—	1
社外役員	15	15	—	—	4

- (注) ①取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
- ②上記の人数には、2018年6月28日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した社外役員1名を含めております。

(3) 社外取締役に関する事項

① 重要な兼職の状況等

区分	氏名	兼職先法人等	兼職の内容	関係
社外取締役 (監査等委員)	茂木鉄平	塩野義製薬(株)	社外取締役	—
		(株)ニイタカ	社外取締役 (監査等委員)	—
		弁護士法人大江橋法律事務所	社員	—
		大江橋法律事務所	パートナー	—
	新川大祐	(株)島精機製作所	社外監査役	—
		北斗税理士法人	代表社員	—
	西村元秀	泉州電業(株)	代表取締役社長	—

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役 (監査等委員)	茂木鉄平	<p>当事業年度における14回すべての取締役会に出席し、弁護士として長年にわたり企業法務に携わった経験を生かし、社外取締役（監査等委員）として客観的かつ独立した立場から適切な発言を行うなど、取締役の職務の執行を適正に監査、監督しております。</p> <p>また、常勤監査等委員と常に密接な情報交換を行い、当事業年度における12回すべての監査等委員会に出席し、社外取締役（監査等委員）として客観的かつ独立した立場から適切な発言を行うなど、適正な監査に努めております。</p>

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役 (監査等委員)	新川大祐	<p>当事業年度における14回すべての取締役会に出席し、公認会計士としての豊富な経験と会計的知見を生かし、社外取締役（監査等委員）として客観的かつ独立した立場から適切な発言を行うなど、取締役の職務の執行を適正に監査、監督しております。</p> <p>また、常勤監査等委員と常に密接な情報交換を行い、当事業年度における12回すべての監査等委員会に出席し、社外取締役（監査等委員）として客観的かつ独立した立場から適切な発言を行うなど、適正な監査に努めております。</p>
	西村元秀	<p>2018年6月28日開催の定時株主総会において選任され、就任後に開催された11回の取締役会のうち、10回の取締役会に出席し、長年にわたり経営に携わった経験を生かし、社外取締役（監査等委員）として客観的かつ独立した立場から適切な発言を行うなど、取締役の職務の執行を適正に監査、監督しております。</p> <p>また、常勤監査等委員と常に密接な情報交換を行い、就任後に開催された9回すべての監査等委員会に出席し、社外取締役（監査等委員）として客観的かつ独立した立場から適切な発言を行うなど、適正な監査に努めております。</p>

③責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役（監査等委員）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(注) 新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日付で、EY新日本有限責任監査法人に名称変更しております。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
当 社	65	—
連 結 子 会 社	13	—
計	78	—

(注) ①当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、当社における監査証明業務に基づく報酬にはこれらの合計額を記載しております。

②監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠の妥当性について必要な検証を行い、審議した結果、会計監査人の報酬等の額について同意を行いました。

③当社の重要な子会社のうち、クラシキ・ド・ブラジル・テキスタイル(有)、タイ・クラブ(株)、(株)クラブ・マヌガル・テキスタイル、広州倉敷化工製品有限公司、広州倉福塑料有限公司は、当社の会計監査人以外の会計監査人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人について会社法第340条第1項各号に該当すると監査等委員会が判断した場合、会計監査人を解任する方針です。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行が不相当であると判断した場合、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、当社は、この決定に基づき、当該議案を株主総会に提出する方針です。

以 上

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	82,156	流動負債	51,423
現金及び預金	19,356	支払手形及び買掛金	22,700
受取手形及び売掛金	38,038	短期借入金	17,275
有価証券	767	リース債務	57
商品及び製品	10,050	未払費用	3,199
仕掛品	7,325	未払法人税等	1,614
原材料及び貯蔵品	4,801	賞与引当金	1,447
その他の	1,882	その他の	5,128
貸倒引当金	△66		
固定資産	94,195	固定負債	28,958
有形固定資産	52,128	長期借入金	2,249
建物及び構築物	24,913	リース債務	502
機械装置及び運搬具	11,077	繰延税金負債	3,812
土地	13,537	役員退職慰労引当金	142
リース資産	507	退職給付に係る負債	12,336
建設仮勘定	737	長期預り敷金保証金	9,523
その他の	1,354	その他の	389
無形固定資産	985	負債合計	80,381
投資その他の資産	41,081	(純資産の部)	
投資有価証券	38,126	株主資本	90,107
繰延税金資産	1,647	資本金	22,040
退職給付に係る資産	673	資本剰余金	15,204
その他の	1,315	利益剰余金	57,104
貸倒引当金	△681	自己株式	△4,241
		その他の包括利益累計額	2,391
		その他有価証券評価差額金	11,194
		繰延ヘッジ損益	2
		為替換算調整勘定	△8,272
		退職給付に係る調整累計額	△532
		非支配株主持分	3,470
		純資産合計	95,970
資産合計	176,352	負債・純資産合計	176,352

連結損益計算書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		157,080
売上原価		130,076
売上総利益		27,003
販売費及び一般管理費		21,363
営業利益		5,640
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,054	
持分法による投資利益	16	
その他の	475	1,546
営業外費用		
支払利息	311	
その他の	684	995
経常利益		6,190
特別利益		
事業譲渡益	355	
固定資産売却益	232	
抱合せ株式消滅差益	61	
投資有価証券売却益	3	653
特別損失		
関係会社株式評価損	20	
固定資産売却損	0	20
税金等調整前当期純利益		6,823
法人税、住民税及び事業税	2,441	
法人税等調整額	△325	2,115
当期純利益		4,707
非支配株主に帰属する当期純利益		57
親会社株主に帰属する当期純利益		4,649

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	38,408	流動負債	24,980
現金及び預金	6,523	支払手形	3,477
受取手形	5,762	短期借入金	11,223
売掛金	15,090	長期借入金	4,160
商品及び製品	5,297	未払費用	37
仕掛品	2,783	未払法人税等	905
原材料及び貯蔵品	1,371	前払費用	1,764
前渡金	28	前払費用	909
前払費用	64	未収入金	686
未収入金	1,353	その他	931
その他	154	貸倒引当金	687
貸倒引当金	△23	固定負債	193
固定資産	85,774	固定負債	22,331
有形固定資産	30,542	長期借入金	720
建物	16,124	繰上金	455
構築物	1,723	繰上金	3,328
機械及び装置	4,986	退職給付引当金	8,143
車両運搬具	14	退職給付引当金	20
工具、器具及び備品	677	長期預り金の保証金	9,423
土地	6,277	その他	239
リース資産	456	負債合計	47,312
建設仮勘定	282	(純資産の部)	
無形固定資産	369	株主資本	65,808
借地権	19	資本金	22,040
ソフトウェア	265	資本剰余金	15,255
その他	85	資本準備金	15,255
投資その他の資産	54,862	利益剰余金	32,754
投資有価証券	35,768	利益剰余金	4,090
関係会社株	18,641	その他利益剰余金	28,663
出資金	0	配当準備金	1,500
長期貸付金	160	従業員保険積立金	330
前払年金費用	133	特別償却準備金	503
その他の	201	固定資産圧縮積立金	3,734
貸倒引当金	△44	別途積立金	14,000
資産合計	124,183	繰越利益剰余金	8,595
		自己株式	△4,241
		評価・換算差額等	11,061
		その他有価証券評価差額金	11,063
		繰延ヘッジ損益	△1
		純資産合計	76,870
		負債・純資産合計	124,183

損益計算書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		82,896
売 上 原 価		68,361
売 上 総 利 益		14,534
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		11,849
営 業 利 益		2,685
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,273	
そ の 他	405	1,679
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	124	
そ の 他	554	678
経 常 利 益		3,686
特 別 利 益		
事 業 譲 渡 益	355	
固 定 資 産 売 却 益	232	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	3	591
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	476	
関 係 会 社 株 式 売 却 損	20	
固 定 資 産 売 却 損	0	497
税 引 前 当 期 純 利 益		3,780
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,370	
法 人 税 等 調 整 額	△232	1,137
当 期 純 利 益		2,642

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月20日

倉敷紡績株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 井 上 正 彦 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 仲 下 寛 司 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、倉敷紡績株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、倉敷紡績株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月20日

倉敷紡績株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 井上正彦 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 仲下寛司 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、倉敷紡績株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第211期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第211期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査部門その他の関係部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月21日

倉敷紡績株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 岡 田 治 ㊟

監査等委員 茂 木 鉄 平 ㊟

監査等委員 新 川 大 祐 ㊟

監査等委員 西 村 元 秀 ㊟

以 上

(注) 監査等委員 茂木鉄平、新川大祐および西村元秀は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 第211期剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する配当を企業の最重要課題の一つであるとの認識に立ち、継続的・安定的な利益還元を基本としております。配当決定に際しましては、収益状況、企業体質、配当性向等を総合的に勘案し、中・長期的な観点から決定していく方針であります。

当事業年度の期末配当につきましては、当社を取り巻く経営環境はきびしい状況ではありますが、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当金に関する事項

①配当財産の種類

金銭といたします。

②株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金60円 総額1,289,536,560円

(注) 当社は、2018年10月1日を効力発生日として普通株式10株を1株とする株式併合を行っております。前事業年度の期末配当(記念配当を除く。)を当該株式併合実施後に換算しますと、1株当たり60円に相当し、前事業年度と実質的に同額であります。

③剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月28日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）全員（7名）が本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会からは、すべての取締役候補者について適任であるとの意見表明を受けております。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当
1	再任 藤田晴哉 ふじ た はる や た 田 晴 や 哉	代表取締役・取締役社長
2	再任 北畠篤 きた ばたけ あつし 北 畠 篤	代表取締役・常務執行役員 担当 繊維事業部長
3	再任 馬場紀生 ば ば とし お 馬 場 紀 生	代表取締役・常務執行役員 担当 化成品事業部長
4	再任 本田勝英 ほん だ かつ ひで 本 田 勝 英	取締役・執行役員 担当 総務部、不動産開発部、施設環境部担当
5	再任 稲岡進 いな おが すすむ 稲 岡 進	取締役・執行役員 担当 企画室、人事部、知的財産部、技術研究所担当
6	再任 藤井裕詞 ふじ い ひろ し 藤 井 裕 詞	取締役・執行役員 担当 経部、システム部担当 兼 経部長
7	再任 川野憲志 かわ の けん し 川 野 憲 志	取締役・執行役員 担当 環境メカトロニクス事業部長



候補者番号

1 ^{ふじ} ^た ^{はる} ^や
藤田 晴哉

(1958年7月26日生)

再任

所有する当社株式の数

12,100株

当社との特別の利害関係

なし

重要な兼職の状況

なし

取締役会出席状況

14回／14回

略歴（地位および担当）

1983年 4月 入社
2012年 6月 取締役・執行役員
2013年 6月 取締役・常務執行役員
2014年 6月 代表取締役・取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

藤田晴哉氏は、2012年6月に取締役に就任し、2014年6月からは代表取締役・取締役社長として優れた経営手腕を発揮し、企業価値の向上に貢献しております。今後も引き続き、取締役としてグループ全体の適切な経営を行い、中期経営計画「Creation' 21」の推進による企業価値の向上に寄与できる人材と判断したことから取締役候補者としていたしました。



候補者番号

2 ^{きた} ^{ばたけ} ^{あつし}
北畠 篤

(1960年1月11日生)

再任

所有する当社株式の数

3,900株

当社との特別の利害関係

なし

重要な兼職の状況

なし

取締役会出席状況

14回／14回

略歴（地位および担当）

1982年 4月 入社
2006年 4月 繊維素材部長
2013年 6月 執行役員
2014年 6月 取締役・執行役員
2017年 6月 代表取締役・常務執行役員（現任）
（繊維事業部長）

取締役候補者とした理由

北畠篤氏は、2014年6月に取締役に就任、2017年6月には代表取締役に就任し、繊維事業の担当取締役としての繊維事業全般に関する豊富な経験と知識を生かし、企業価値の向上に貢献しております。今後も引き続き、取締役としてグループ全体の適切な経営を行い、中期経営計画「Creation' 21」の推進による企業価値の向上に寄与できる人材と判断したことから取締役候補者としていたしました。



候補者番号

3 ば ば とし お
馬場 紀生 (1959年6月9日生)

再任

所有する当社株式の数

3,400株

当社との特別の利害関係

なし

重要な兼職の状況

なし

取締役会出席状況

14回／14回

略歴 (地位および担当)

1982年 4月 入社
2004年10月 産業資材部長
2012年 6月 執行役員
2014年 6月 取締役・執行役員
2017年 6月 代表取締役・常務執行役員 (現任)
(化成事業部長)

取締役候補者とした理由

馬場紀生氏は、2014年6月に取締役に就任、2017年6月には代表取締役に就任し、化成事業の担当取締役としての化成事業全般に関する豊富な経験と知識を生かし、企業価値の向上に貢献しております。今後も引き続き、取締役としてグループ全体の適切な経営を行い、中期経営計画「Creation' 21」の推進による企業価値の向上に寄与できる人材と判断したことから取締役候補者となりました。



候補者番号

4 ほん だ かつ ひで
本田 勝英 (1956年12月20日生)

再任

所有する当社株式の数

3,900株

当社との特別の利害関係

なし

重要な兼職の状況

なし

取締役会出席状況

14回／14回

略歴 (地位および担当)

1981年 4月 入社
2009年 6月 総務部長 兼 倉紡記念館長
2012年 6月 執行役員
2014年 6月 取締役・執行役員 (現任)
(総務部、不動産開発部、施設環境部担当)

取締役候補者とした理由

本田勝英氏は、2014年6月に取締役に就任し、総務部門・不動産事業等の担当取締役としての法務、リスク管理、不動産業務等に関する豊富な経験と知識を生かし、企業価値の向上に貢献しております。今後も引き続き、取締役としてグループ全体の適切な経営を行い、中期経営計画「Creation' 21」の推進による企業価値の向上に寄与できる人材と判断したことから取締役候補者となりました。



候補者番号

5 いな おか
稲岡

すすむ
進

(1960年6月3日生)

再任

所有する当社株式の数

4,300株

当社との特別の利害関係

なし

重要な兼職の状況

なし

取締役会出席状況

14回／14回

略歴 (地位および担当)

1983年 4月 入社
2007年 5月 化成品業務部長
2010年 6月 常勤監査役
2014年 6月 取締役・執行役員 (現任)
(企画室、人事部、知的財産部、技術研究所担当)

取締役候補者とした理由

稲岡進氏は、2014年6月に取締役に就任し、経営企画・人事・知的財産部門および技術研究所の担当取締役としての経営企画、人事政策、知的財産戦略、研究開発に関する豊富な経験と知識を生かし、企業価値の向上に貢献しております。今後も引き続き、取締役としてグループ全体の適切な経営を行い、中期経営計画「Creation' 21」の推進による企業価値の向上に寄与できる人材と判断したことから取締役候補者となりました。



候補者番号

6 ふじ い
藤井

ひろし
裕詞

(1960年9月22日生)

再任

所有する当社株式の数

3,800株

当社との特別の利害関係

なし

重要な兼職の状況

なし

取締役会出席状況

14回／14回

略歴 (地位および担当)

1983年 4月 入社
2011年 4月 経理部長
2013年 6月 執行役員
2016年 6月 取締役・執行役員 (現任)
(経理部、システム部担当 兼 経理部長)

取締役候補者とした理由

藤井裕詞氏は、2016年6月に取締役に就任し、経理・システム部門の担当取締役としての財務経理、システム業務に関する豊富な経験と知識を生かし、企業価値の向上に貢献しております。今後も引き続き、取締役としてグループ全体の適切な経営を行い、中期経営計画「Creation' 21」の推進による企業価値の向上に寄与できる人材と判断したことから取締役候補者となりました。



候補者番号

7 かわの けんし
川野 憲志

(1962年3月19日生)

再任

所有する当社株式の数

2,400株

当社との特別の利害関係

なし

重要な兼職の状況

なし

取締役会出席状況

14回／14回

略歴（地位および担当）

- 1985年 4月 入社
- 2011年 4月 香港営業所長 兼 倉紡時装（香港）有限公司
取締役社長
- 2013年 9月 香港営業所長
- 2014年 4月 企画室長付
- 2014年 6月 執行役員
- 2017年 6月 取締役・執行役員（現任）
（環境メカトロニクス事業部長）

取締役候補者とした理由

川野憲志氏は、2017年6月に取締役に就任し、環境メカトロニクス事業の担当取締役としての環境メカトロニクス事業全般に関する豊富な経験と知識を生かし、企業価値の向上に貢献しております。今後も引き続き、取締役としてグループ全体の適切な経営を行い、中期経営計画「Creation' 21」の推進による企業価値の向上に寄与できる人材と判断したことから取締役候補者いたしました。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

コーポレートガバナンス体制の更なる強化を図るため1名増員し、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案の本定時株主総会への提出につきましては、当社の監査等委員会の同意を得ております。

谷澤実佐子氏が社外取締役に就任した場合、当社の取締役会に占める独立社外取締役の割合は3分の1となります。



たにざわ みさこ
谷澤 実佐子 (1961年11月29日生)

新任

社外

独立

所有する当社株式の数

0株

当社との特別の利害関係

なし

重要な兼職の状況

谷澤公認会計士事務所 代表
国立大学法人兵庫教育大学 監事

略歴（地位および担当）

1992年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）
入所
1996年 1月 公認会計士登録
2004年10月 有限責任監査法人トーマツ シニアマネジャー
2016年 4月 国立大学法人兵庫教育大学 監事（現任）
2017年 2月 有限責任監査法人トーマツ 退所
2017年 3月 谷澤公認会計士事務所 設立
2018年 8月 税理士登録

社外取締役（監査等委員）候補者とした理由

谷澤実佐子氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、公認会計士としての豊富な経験と高い会計的知見を有しており、社外取締役（監査等委員）として客観的かつ独立した立場から取締役の職務の執行を適正に監査、監督していただくことができると考えており、また女性の視点、観点を、多様な人材の活躍推進等に生かしていただけると考え、社外取締役（監査等委員）候補者としていたしました。

独立性に関する事項

谷澤実佐子氏は、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」の要件を満たしており、また東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員要件も満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断しております。

(注) ①社外取締役に関する事項

谷澤実佐子氏は、社外取締役候補者であります。

谷澤実佐子氏の選任が承認された場合には、新たに独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出る予定であります。なお、「社外取締役の独立性に関する基準」につきましては、株主総会参考書類69頁から70頁に掲載しております。

②非業務執行取締役（社外取締役）との責任限定契約について

谷澤実佐子氏の選任が承認された場合には、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額といたします。

第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

1. 提案の理由および当該報酬制度を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」のみとしておりますが、本議案は、当社取締役（社外取締役、監査等委員である取締役および国内非居住者である取締役を除き、以下「取締役」といいます。）を対象に、新たに業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いするものであります。なお、その詳細につきましては、下記2. の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中・長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当該報酬制度は相当であると考えております。

本議案は、2016年6月29日開催の第208回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬の限度額（月額25百万円以内。ただし、使用人分給与は含みません。）とは別枠で、新たな業績連動型株式報酬を、2020年3月31日で終了する事業年度から2022年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度（以下「対象期間」といいます。）の間に在任する取締役に対して支給するというものです。

また、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は7名となります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会からは、本制度の目的、内容等を踏まえ、本制度の導入は妥当であるとの意見表明を受けております。

※本議案が原案どおり承認可決された場合、当社と委任契約を締結している執行役員に対しても同様の株式報酬制度を導入する予定です。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役が付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

① 本制度の対象者	当社取締役（社外取締役、監査等委員である取締役および国内非居住者を除く。）
② 対象期間	2020年3月31日で終了する事業年度から2022年3月31日で終了する事業年度まで
③ ②の対象期間において、取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金200百万円
④ 当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法または取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤ ①の取締役に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり40,000ポイント
⑥ ポイント付与基準	役位および業績目標の達成度等に応じたポイントを付与
⑦ ①の取締役に對する当社株式の交付時期	原則として退任時

(2) 当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約3年間とし、当社は、対象期間中に、本制度に基づき取締役へ交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金200百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法または取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

(注) 当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。また、上記のとおり当社と委任契約を締結している執行役員についても同様の株式報酬制度を導入した場合には、執行役員へ交付するために必要な当社株式の取得資金も合わせて信託します。

なお、当社取締役会の決定により、その都度、対象期間を3事業年度以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役へ交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の事業年度数に金67百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記(3)のポイント付与および当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役へ交付される当社株式の算定方法および上限

① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位および業績目標の達成度等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり40,000ポイントを上限とします。

②付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。

③取締役に対する当社株式の交付

各取締役に対する上記②の当社株式の交付は、各取締役がその退任時において、所定の受益者確定手續を行うことにより、本信託から行われます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社および当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

(ご参考)

本制度の骨子につきましては、2019年5月13日付「役員に対する業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

第5号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、2016年5月9日開催の取締役会において、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」（以下「現行プラン」といいます。）の継続を決議し、同6月29日開催の当社第208回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいております。

現行プランの有効期限は2019年6月開催予定の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）終結の時までであることから、当社は、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、継続の是非も含めた現行プランの在り方について検討してまいりました。その結果、2019年5月13日開催の当社取締役会において、本定時株主総会での株主の皆様のご承認を条件に、下記のとおり現行プランを一部変更して継続することを決定し、公表いたしました。（継続後の買収防衛策を以下「本プラン」といいます。）

本定時株主総会において株主の皆様のご承認が得られた場合には、本プランの有効期限は2022年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとなります。

本プランの主要な変更点は、以下のとおりです。

- ①買付者から新株予約権を取得する場合、金銭等の経済的利益の交付を行わないことを明記しました。
- ②その他、本プランがよりわかりやすいものとなるよう、字句の整備、表現等の変更を行いました。

「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」

I. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には当社株式等の大規模買付提案に応じるか否かは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、当社株式等の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとはいえないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

Ⅱ. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みについて

1. 当社グループの企業価値の源泉

当社は、1888年（明治21年）、岡山県倉敷に紡績会社として誕生し、以後約130年に亘り、創業時の「謙受」¹「同心戮力」²の精神を受け継ぎ、繊維事業、化成品事業を中心にグローバルな視点に立った事業展開を行っております。また経営理念として「私たちクラボウグループは、新しい価値の創造を通じてより良い未来社会づくりに貢献します。」を定め、社会に対して新しい価値を提供する企業として、より良い未来社会づくりへの貢献と企業価値の向上を目指しております。

当社グループは、当社および国内外の関係会社約40社で構成され、繊維事業、化成品事業、環境メカトロニクス事業、食品・サービス事業、不動産事業を行っております。

当社グループの企業価値の源泉は、お取引先様との強固な信頼関係にあると考えており、この企業価値を高めるため、当社グループの国内・海外の拠点を活用し、永年に亘り培った技術とノウハウをベースに、開発・製造・販売の各部門が一体となって、お取引先様のニーズに応える商品のスピーディーな開発・提供に努めております。

-
- 1 満足して驕り高ぶる者は損なわれ、謙虚に努力する者は利益を受けること。（中国最古の経典「書経」の一節「満招損、謙受益、時乃天道」より。）
 - 2 一人一人の働きや才能が異なっても、目的を達成するために、皆が心を一つにして互いに力を合わせて協力していこうということ。（孔子の史書「春秋左氏伝」にある「戮力、同心」より。）

2. 企業価値の向上および株主共同の利益の確保のための取組み

このような創業以来の永い間の一つ一つの取組みの積重ねが、現在の当社グループの礎となっており、当社グループの企業文化の継続・発展を通してのみ、当社グループの社会的存在価値を高めていくことが可能であると認識しております。そしてその結果として、企業価値の向上および株主の皆様やお取引先様をはじめとするすべてのステークホルダーとの共同利益の最大化を可能とすることができると考えております。そのため、現在当社グループでは、将来のさらなる成長・発展を期し、次の取組みを実施しております。

①中期経営計画の実施

当社グループは、2019年4月から3ヵ年の新中期経営計画「Creation' 21」をスタートしました。「Creation' 21」では、「イノベーションによる収益拡大と企業価値の向上」を基本方針に、既成概念にとらわれず、以下の5つの重点施策を進めてまいります。

- ・高付加価値ビジネスの拡大
- ・海外事業の強化・拡大
- ・R&D活動の推進と新規事業創出
- ・多様な人材の活躍推進
- ・クラブウブランドの価値向上と信頼される企業づくり

②株主の皆様への利益還元

当社は、株主の皆様に対する配当を企業の最重要課題の一つであるとの認識に立ち、継続的・安定的な利益還元を基本としております。従いまして、今後も株主の皆様へ、安心して当社株式を保有し続けていただけるよう、強固な財務体質の構築・維持および一層の収益拡大に努力し、配当の向上に努めてまいります。

また、取締役会の決議による自己株式の取得も株主の皆様への利益還元のための方策として、また機動的な資本政策の一環としても有効と考えており、当社財務および市場の状況を総合的に判断のうえ実施いたしたいと考えております。

③社会的責任の遂行

当社グループは、社会的責任遂行のための行動指針「クラブウグループ倫理綱領」に則り、クラブウCSR委員会のもと、環境への配慮、法令・ルールへの遵守など誠実かつ公正な企業活動を行うとともに、豊かで健康的な生活環境づくりを目指して、独創的で真に価値のある商品・情報・サービスを提供してまいります。

これらの取組みを着実に実行していくことで、当社グループがすべてのステークホルダーから存在価値を認められ、さらに、信頼感が持てる企業、安心感を持っていただける企業として支持されることにより、企業価値の向上およびステークホルダーとの共同利益の確保ができるものと考えております。

Ⅲ. 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（買収防衛策）

1. 本プラン継続の目的

当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主および投資家の皆様の適切なお判断のために必要かつ十分な情報および時間、ならびに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することといたしました。

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

また、2019年3月31日現在における当社大株主の状況は、別紙1のとおりです。なお、当社は現時点において、当社株式等の大規模買付行為にかかる提案は受けておりません。

2. 独立委員会の設置

本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程（その概要については別紙2をご参照ください。）に従い、当社社外取締役または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準じる者）で、当社の業務を執行する経営陣から独立した者のみで構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主および投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。なお、独立委員会の委員には、別紙3に記載の4氏が就任いたします。

3. 本プランの内容

(1) 本プランにかかる手続き

①対象となる大規模買付等

本プランは以下の(i)または(ii)に該当する当社株式等の買付けまたはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象といたします。大規模買付等を行い、または行おうとする者（以下「買付者」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものいたします。

- (i)当社が発行者である株式等³について、保有者⁴の株式等保有割合⁵が20%以上となる買付け
- (ii)当社が発行者である株式等⁶について、公開買付け⁷にかかる株式等所有割合⁸およびその特別関係者⁹の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

②「意向表明書」の当社への事前提出

買付者は、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者が大規模買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を日本語にて記載していただきます。

-
- 3 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じといたします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものといたします。
 - 4 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「保有者」をいい、同条第3項に基づき「保有者」に含まれる者を含みます。
 - 5 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じといたします。
 - 6 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下(ii)において同じといたします。
 - 7 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じといたします。
 - 8 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じといたします。
 - 9 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される「特別関係者」をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じといたします。

(i) 買付者の概要

(イ) 氏名または名称および住所または所在地

(ロ) 代表者の役職および氏名

(ハ) 会社等の目的および事業の内容

(ニ) 大株主または大口出資者（所有株式または出資割合上位10名）の概要

(ホ) 国内連絡先

(ヘ) 設立準拠法

(ii) 買付者が現に保有する当社株式等の数および意向表明書提出前60日間における買付者の当社株式等の取引状況

(iii) 買付者が提案する大規模買付等の概要（買付者が大規模買付等により取得を予定する当社株式等の種類および数ならびに大規模買付等の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付等の後の当社株式等の第三者への譲渡等、重要提案行為等¹⁰またはその他の目的がある場合には、その旨および内容。なお、目的が複数ある場合には、そのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

③ 「本必要情報」の提供

上記②の意向表明書を提出いただいた場合には、買付者は、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主および投資家の皆様のご判断ならびに当社取締役会の評価・検討のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語にて提供していただきます。

10 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される「重要提案行為等」をいいます。

まず、当社は、買付者に対して、意向表明書を提出していただいた日から10営業日¹¹（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記②(i)(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者は、当該「情報リスト」に従って、十分な情報を当社に提供していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容および態様等に照らして、株主および投資家の皆様のご判断ならびに当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会ないし独立委員会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者から提供していただきます。

なお、大規模買付等の内容および態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものといたします。

- (i) 買付者およびそのグループ（共同保有者¹²、特別関係者およびファンドの場合は各組合員もしくはその他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名および職歴等を含みます。）
- (ii) 大規模買付等の目的（意向表明書において開示していただいた目的の詳細）、方法および内容（経営参画の意思の有無、大規模買付等の対価の種類および金額、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数、大規模買付等を行った後における株式等所有割合および大規模買付等の方法の適法性を含みます。）

11 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じといたします。

12 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき「共同保有者」とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じといたします。

- (iii)大規模買付等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付等にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要および当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- (iv)大規模買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法および関連する取引の内容を含みます。）
- (v)大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡がある場合はその内容および当該第三者の概要
- (vi)買付者が既に保有する当社株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約およびその他の重要な契約または取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、担保契約等の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株式等の数量等の具体的内容
- (vii)買付者が大規模買付等において取得を予定する当社株式等に関し、担保契約等の締結もしくはその他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- (viii)大規模買付等の後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- (ix)大規模買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会およびその他の当社にかかる利害関係者の処遇等の方針
- (x)当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
- なお、当社取締役会は、買付者から大規模買付等の提案がなされた場合、その事実および概要について、速やかに開示し、また本必要情報の概要およびその他の情報のうち株主および投資家の皆様のご判断に必要であると当社取締役会および独立委員会が認める情報がある場合にも、速やかに開示いたします。
- また、当社取締役会は、買付者による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

④取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の(i)または(ii)の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、あわせて開示いたします。

(i)対価を現金（円価）のみとする当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には最大60日間

(ii)その他の大規模買付等の場合には最大90日間

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者による大規模買付等の内容の検討等を行うものとしたします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者に通知するとともに、適時かつ適切に開示いたします。また、必要に応じて、買付者との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

⑤対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して、対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとしたします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務を執行する経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントおよびその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるといたします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して、以下に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要およびその他当社取締役会および独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

(i) 買付者が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合

独立委員会は、買付者が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、当該大規模買付等を当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであるとみなし、原則として当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告することといたします。

(ii) 買付者が本プランに規定する手続きを遵守した場合

独立委員会は、買付者が本プランに規定する手続きを遵守した場合には、原則として当社取締役会に対して、対抗措置の不発動を勧告することといたします。

ただし、本プランに規定する手続きが遵守されている場合であっても、別紙4に掲げる行為が意図されており、当該大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ対抗措置の発動を相当と判断する場合には、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告することがあります。

⑥ 取締役会の決議

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点からその必要性および相当性を勘案したうえで、速やかに対抗措置の発動または不発動の決議を行うものいたします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、当該決議の概要およびその他当社取締役会および独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行うものいたします。

⑦ 対抗措置の中止または発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、(i) 買付者が大規模買付等を中止した場合または(ii) 対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、または勧告の有無もしくは勧告の内容にかかわらず、対抗措置の中止または発動の停止を行うものいたします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要およびその他当社取締役会および独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行うものいたします。

⑧大規模買付等の開始

買付者は、上記①から⑥に規定する手続きを遵守するものとし、当社取締役会において対抗措置の発動または不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものいたします。

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置は、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てといたします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙5に記載のとおりといたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、上記(1)⑦に記載のとおり、対抗措置の中止または発動の停止を決定することがあります。たとえば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者が大規模買付等を中止し、当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日にかかる権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものいたします。

(3) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、当該有効期間を2022年6月開催予定の定時株主総会終結の時までといたします。

ただし、当該有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で廃止されるものいたします。

また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合にも、本プランはその時点で廃止されるものといいたします。なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更に伴う形式的な変更が必要と判断した場合は、随時、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、または変更することができるものといいたします。

他方、当社取締役会が、本プランの内容について株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および変更の場合には変更内容およびその他当社取締役会および独立委員会が適切と認める事項について、情報開示を行うものといいたします。

4. 株主および投資家の皆様への影響

(1) 本プランの継続時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその継続時に株主の皆様の保有する当社株式等にかかる法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、上記3.(1)に記載のとおり、買付者が本プランを遵守するか否か等により当該大規模買付等に対する当社の対応方針が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、買付者の動向にご注意ください。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権3個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じず、株主の皆様の保有する当社株式にかかる法的権利および経済的利益に対し

て直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者は、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記3.(1)⑦に記載の手続き等に従い、対抗措置の中止または発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。たとえば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し、本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主および投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、別紙5記載の7.および8.に定めるところにより本新株予約権の行使または取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使または取得に際して、買付者の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者以外の株主の皆様の保有する当社株式にかかる法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続き

本新株予約権の無償割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく必要が生じる可能性があります。その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。

なお、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続きに従い、当社取締役会が別途定める日において買付者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引き換えに当社株式を交付することがあります。この場合、買付者以外の株主の皆様におかれましては、本新株予約権の

行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社株式を受領することになるため、本新株予約権に関する払込み等の手続きは不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令および金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示または通知を行いますので、当該開示または通知の内容をご確認ください。

IV. 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものではないことの判断およびその理由

本プランは、上記Ⅲ.に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付等がなされた場合に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的として継続するものであり、I.に述べた当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に沿うものです。

よって、当社取締役会は、本プランは当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えます。その具体的な理由は以下のとおりです。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」が定めている三原則をすべて充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえております。

(2) 株主意思を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会において株主の皆様のご賛同を得たうえで継続するものです。また、上記Ⅲ.3.(3)に記載のとおり、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの廃止または変更の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い廃止または変更されることとなります。従いまして、本プランには、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

(3) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランに、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議および勧告を客観的に行う取締役会の諮問機関として独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務を執行する経営陣から独立している、当社の社外取締役または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者等）から選任される3名以上5名以下の委員により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

(4) 合理的かつ客観的な発動要件の設定

本プランは、上記Ⅲ.に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(5) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ.3.(3)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

以 上

当社の大株主の状況（2019年3月31日現在）

- | | |
|-------------|----------|
| 1. 発行可能株式総数 | 97,701千株 |
| 2. 発行済株式の総数 | 23,156千株 |
| 3. 株主数 | 14,354名 |
| 4. 大株主 | |

株 主 名	持株数(千株)	持株比率(%)
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,058	4.92
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,058	4.92
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	920	4.28
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	754	3.50
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	730	3.39
株 式 会 社 中 国 銀 行	726	3.38
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	615	2.86
G O V E R N M E N T O F N O R W A Y	483	2.25
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	412	1.91
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	369	1.71

(注) 1. 当社は、自己株式を1,663千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

以 上

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断および対応の客観性および合理性を担保することを目的として、取締役会の諮問機関として設置される。
2. 独立委員会委員の員数は、3名以上5名以下とし、当社の業務を執行する経営陣から独立した、当社社外取締役または社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員会委員との間で、善管注意義務および秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員会委員の任期は、選任の日後、2022年6月開催予定の定時株主総会の終結の時または別途当該委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役または各独立委員会委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員会委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、議案に特別の利害関係を有する委員は、当該議案の決議には参加できない。
独立委員会委員のいずれかに事故その他やむを得ない事由があるときは、当該委員を除く委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。決議内容につき賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議のうえ決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。

- (1) 本プランにかかる対抗措置の発動の是非
- (2) 本プランにかかる対抗措置の中止または発動の停止
- (3) 本プランの廃止または変更
- (4) その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項

各独立委員会委員は、独立委員会における審議および決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益をはかることを目的としてはならない。

8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、執行役員、従業員またはその他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見または説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行にあたり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントおよびその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以上

独立委員会委員の略歴

茂木 鉄平 (もぎ てっぺい)

- 1983年4月 伊藤忠商事(株) 入社
1986年3月 同社 退職
1989年4月 弁護士登録(大阪弁護士会)
大江橋法律事務所 入所
1992年7月 クリアリー ゴットリーブ スティーン&ハミルトン法律事務所
(Cleary,Gottlieb,Steen & Hamilton LLP) ブラッセル・オフィス勤務
1993年1月 デ・ブラウ ブラックストーン ウェストブローク公証人・弁護士事務所
(De Brauw Blackstone Westbroek) ロッテルダム・オフィス勤務
1994年4月 大江橋法律事務所 パートナー (現任)
2002年8月 弁護士法人大江橋法律事務所 社員 (現任)
2004年4月 関西学院大学ロースクール (法科大学院) 教授
2009年6月 塩野義製薬(株) 社外取締役 (現任)
2010年4月 関西学院大学ロースクール (法科大学院) 非常勤講師
2014年8月 (株)ニイタカ 社外監査役
2015年6月 当社 監査役
2015年8月 (株)ニイタカ 社外取締役 (監査等委員) (現任)
2016年6月 当社 取締役 (監査等委員) (現任)

新川 大祐 (しんかわ だいすけ)

- 1991年5月 公認会計士登録
1991年8月 税理士登録
2002年4月 北斗税理士法人 設立
北斗税理士法人 社員
2003年1月 北斗税理士法人 代表社員 (現任)
2012年6月 (株)島精機製作所 社外監査役 (現任)
2016年6月 当社 取締役 (監査等委員) (現任)

西村 元秀 (にしむら もとひで)
1978年4月 岡三証券(株) 入社
1995年8月 泉州電業(株) 顧問
1996年1月 同社 取締役
営業副本部長 兼 国際部長
1997年1月 同社 常務取締役
管理副本部長 兼 管理部長
1998年1月 同社 専務取締役
営業本部長 兼 営業管理部長
2000年1月 同社 代表取締役社長(現任)
2018年6月 当社 取締役(監査等委員)(現任)

谷澤 実佐子 (たにざわ みさこ)

谷澤実佐子氏の略歴につきましては、第3号議案をご参照ください。

- ※1. 上記4氏と当社との間には、いずれも特別な利害関係はありません。
2. 茂木鉄平、新川大祐、西村元秀の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。3氏は、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」の要件を満たしており、また東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
- なお、茂木鉄平氏は、1983年4月から1986年3月までの間、当社の主要な取引先である伊藤忠商事(株)に使用人として在籍しておりましたが、同社を退職してから相当年数が経過していることから、当該会社から影響を受けるおそれはありません。また、同氏が社員である弁護士法人大江橋法律事務所およびパートナーを務める大江橋法律事務所と当社との間で顧問契約は締結しておりません。当社は、個別案件について、同事務所の有する専門的知見に基づきアドバイスを受けることがあります。当社の担当は同氏以外の弁護士であり、また、同事務所が受ける総報酬額に対する当社の過去3事業年度の平均支払額につきましては、同事務所の各年度における年間受取報酬額の0.2%未満であることから、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」に照らして、同氏の独立性に影響を与えるものではありません。
3. 谷澤実佐子氏は、社外取締役候補者です。
- 同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」の要件を満たしており、また東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員の要件も満たしております。谷澤実佐子氏の選任が承認された場合には、新たに独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

以上

当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

1. 買付者が会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社株式等を当社または当社関係者に引き取らせる目的で、当社株式等の取得を行っている者、または行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合。
2. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社（以下あわせて「当社グループ」という。）の資産である事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先、顧客等を買付者またはそのグループ会社等に移転する目的で当社株式等の取得を行っているとは判断される場合。
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社グループの資産を買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社株式等の取得を行っているとは判断される場合。
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産を売却により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるか、またはこの一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙い当社株式等の高値売り抜けを目的として、当社株式等の取得を行っているとは判断される場合。
5. 買付者の提案する当社株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収¹³等により、株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合。

以上

13 最初の買付けで当社株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等を行うことをいいます。

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の割当て総数

本新株予約権の割当て総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式の総数（ただし、同時点における当社の自己株式の数を除きます。）の3倍の数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数といたします。

2. 割当て対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する当社普通株式（ただし、同時点における当社の自己株式を除きます。）1株につき3個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てを行うものといたします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日といたします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数といたします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものといたします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額といたします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものといたします。

7. 本新株予約権の行使条件

(1) 特定大量保有者¹⁴、(2) 特定大量保有者の共同保有者、(3) 特定大量買付者¹⁵、(4) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは(5) これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者または(6) これら(1)から(5)までに該当する者の関連者¹⁶ (これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。) は、本新株予約権を行使することができないものといたします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

14 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等にかかる保有割合が20%以上である者またはこれに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者およびその他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないことといたします。

15 公開買付けによって当社が発行者である株式等(金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下本注において同じといたします。)の買付け等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義される「買付け等」をいいます。以下本注において同じといたします。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準じるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。)にかかる株式等の所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者またはこれに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者およびその他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないことといたします。

16 「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務および事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。)をいいます。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が保有する本新株予約権を取得し、これと引き換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものといたします。なお、非適格者が有する本新株予約権を取得する場合、その対価として金銭等の経済的な利益の交付は行わないこととします。本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合またはその他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までに、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものといたします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間およびその他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

以 上

以 上

社外取締役の独立性に関する基準（ご参考）

当社は、コーポレートガバナンスの強化にとって必要な客観性および透明性を確保するための社外取締役^[i]の独立性に関する基準を以下のとおり定める。社外取締役が次に掲げる項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないと判断するものとする。

1. 当社およびその連結子会社（以下、総称して「当社グループ」という。）の業務執行者^[ii]
2. 当社の現在の主要株主^[iii]（主要株主が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する業務執行者）
3. 当社グループが大口出資者（総議決権の10%以上の議決権を直接、または間接的に保有している者）となっている法人の業務執行者
4. 当社グループの主要な取引先^[iv]またはその業務執行者
5. 当社グループを主要な取引先とする者^[v]またはその業務執行者
6. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
7. 当社の主幹事証券会社の業務執行者
8. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産^[vi]を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法律事務所、監査法人、コンサルティングファーム等の法人、組合等の団体の場合は、当該団体に所属する者）
9. 当社グループから多額の寄付^[vii]を受けている者（当該多額の寄付を受けている者が法人、組合等の団体の場合は、当該団体に所属する者）
10. 近親者^[viii]が上記1から9までのいずれかに該当する者（ただし、上記1以外は、重要な者^[ix]に限る。）
11. 過去3年間において、上記2から9のいずれかに該当していた者。なお、上記1については、過去10年間において該当していた者とする。
12. その他、一般株主との利益相反が生じるおそれがあり、独立した社外取締役として職務をはたせないと合理的に判断される事情を有している者

以 上

- [i] 「社外取締役」とは、会社法第2条第15号に定める社外取締役をいう。
- [ii] 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準じる者および使用人をいう。
- [iii] 「主要株主」とは、当社の直近の事業年度末において、自己または他人の名義をもって議決権ベースで10%以上を保有する株主をいう。
- [iv] 「主要な取引先」とは、次に掲げる者をいう。
- (1) 当社グループが製品等を提供している取引先であって、当該取引先との取引額が当社の直近に終了した過去4事業年度のいずれかにおいて、その事業年度における当社の連結売上高の2%を超える者
 - (2) 当社グループが借入れをしている金融機関であって、当該金融機関の借入金残高が当社の直近事業年度末において、当社の連結総資産の2%を超える者
- [v] 「当社グループを主要な取引先とする者」とは、当社グループに対して、製品等を提供している取引先であって、当社グループとの取引額が当該取引先の直近に終了した過去4事業年度のいずれかにおいて、その事業年度における当該取引先の連結売上高の2%を超える者をいう。
- [vi] 「多額の金銭その他の財産」とは、次に掲げるときをいう。
- (1) 当該専門家が個人の場合は、当社グループから受け取った役員報酬を除く当該財産の合計額が、当社の直近に終了した過去3事業年度の平均で、年間1,000万円を超えるとき
 - (2) 当該専門家が法人、組合等の団体の場合は、当社グループから受け取った当該財産の合計額が、当社の直近に終了した過去3事業年度の平均で、当該団体の年間総収入額の2%を超えるとき
- [vii] 「多額の寄付」とは、当社グループから、当社の直近に終了した過去3事業年度の平均で、年間1,000万円を超える寄付を受けている場合をいう。
- [viii] 「近親者」とは、配偶者、2親等以内の親族をいう。
- [ix] 「重要な者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員および部長職以上の上級管理職にあたる使用人をいう。

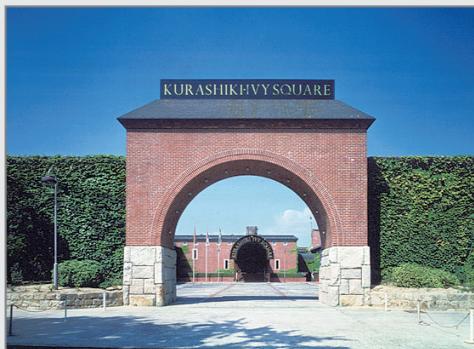
株主総会会場ご案内略図

開催場所

岡山県倉敷市本町7番2号

倉敷アイビースクエア

ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙をご持参ください。



電車の場合



J R 西日本山陽本線

倉敷駅

南口より徒歩約15分

お車の場合



敷地内に駐車場がございますが、台数に限りがございますので、公共交通機関をご利用くださいようお願い申し上げます。

敷地内駐車場に限り、駐車券をお渡しさせていただきます。他の有料駐車場をご利用の場合は、株主様のご負担をお願いいたします。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。